伊勢市公報

第 330 号 令和元年 8 月 5 日 月 曜 日

А		頁
	す 小 市議会臨時会の招集について	2
0	市道の路線の廃止について	3
\bigcirc	道路の区域の決定について	4
\bigcirc	市道の路線の認定について	6
0	道路の供用開始について	8
0	放置自転車等の撤去及び保管について	10
0	道路の区域変更について 認可地縁団体の告示事項の変更について	12 13
0	部 可	13
0	万分中未列明に明本 (次有皿の音の文目)(こう)(・)	14
老	效育委員会告示	
\bigcirc	教育委員会会議の招集について	15
>	ENV february of D. A. A	
_	選挙管理委員会告示 - 名義院禁具承常習光明 <i>原</i>	
0	参議院議員通常選挙関係 ・ 期日前投票所の投票管理者のこれを代理すべき者の変更について	16
	別日前父宗川の父宗自任在のこれを八任子、古石の友文について	10
1	· 告	
\bigcirc	公示送達	17
\bigcirc	公売公告兼見積価額公告	18
Ţ	日本町財産区条例 日本町財産区条例	
	リグーリの生色末り 伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集回数に関する条例	25
	伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例	27
þ	岡本町財産区規則	
\bigcirc	伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集に関する規則	29
\bigcirc	伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則	31
,	<u> </u>	
\bigcirc	・ 衣 平成 30 年度定期監査等結果に対する措置状況について	34
0	平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	46
\circ	平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	49

伊勢市告示第36号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和元年7月22日

- 1 招集の日時 令和元年7月30日(火) 午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 令和元年度伊勢市一般会計補正予算(第4号)
 - (2) 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準等に関する条例等の一部改正について
- (3) 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について
- (4) 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例の制定について
- (5) 専決処分事項の報告について

伊勢市告示第 37 号

市道の路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和元年7月22日

路線名	起点	重要な	備考
的脉冲 	終点	経過地	佣石
宇治新橋線	宇治浦田1丁目108番3地先		
丁 (口 村) 間 形	宇治中之切町字森 26 番 1 地先		

伊勢市告示第38号

道路の区域の決定について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和元年7月22日

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市道	市 道 内宮おはらい町線		725
市道	宇治中之切令1-1号線	4.4~10.5	679
市道	一之木5丁目令1-2号線	5.0~6.0	40
市道	一之木5丁目令1-3号線	6.0~13.6	29
市道	小俣本町令1-4号線	6.0~13.1	183
市道	小俣本町令1-5号線	6.0~13.1	39
市道	小俣本町令1-6号線	6.0~13.1	25
市道	小俣本町令1-7号線	6.0~13.1	288
市 道	小俣本町令1-8号線	6.0~13.1	77

市道	小俣本町令1-9号線	6.0~13.1	77
市道	市 道 相合令 1 - 10 号線		38
市道	下野令1-11号線	5.0~8.5	35
市道	田尻令1-12号線	6.0~10.15	89
市道	黒瀬令 1 -13 号線	6.0~10.75	107
市道	大湊令 1 - 14 号線	6.0~10.1	12
市道	小俣本町令1-15号線	6.0~8.9	61
市道	小俣本町令1-16号線	6.0~13.1	25

伊勢市告示第 39 号

市道の路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により、次のように市道 の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和元年7月22日

路線名	起点	重要な	備考
正式 //水-/口	終点	経過地	/佣 ~与
内宮おはらい町線	宇治浦田1丁目108番3地先		
	宇治今在家町字東賀集落1番地先		
宇治中之切令1-1号	宇治中之切町字森 26 番 1 地先		
線	宇治館町字岩井田沖 482 番1地先		
一之木5丁目令1-2	一之木 5 丁目 649 番 33 地先		
号線	一之木 5 丁目 1072 番 1 地先		
一之木5丁目令1-3	一之木 5 丁目 649 番 33 地先		
号線	一之木 5 丁目 956 番 3 地先		
小俣本町令1-4号線	小俣町本町 341 番 60 地先		
八(天本町 7 1 一 4 万 豚	小俣町本町 3544 番地先		
小俣本町令1-5号線	小俣町本町 341 番 60 地先		
小(大华町 7 1 一 3 万禄	小俣町本町 3529 番地先		

小俣本町令1-6	小俣町本町 341 番 267 地先	
号線	小俣町本町 3491 番地先	
小俣本町令1-7	小俣町本町 341 番 267 地先	
号線	小俣町本町 341 番 269 地先	
小俣本町令1-8	小俣町本町 341 番 267 地先	
号線	小俣町本町 3529 番地先	
小俣本町令1-9	小俣町本町 341 番 267 地先	
号線	小俣町本町 3529 番地先	
扣入入1 10 只组	小俣町相合 1277 番 4 地先	
相合令1-10号線	小俣町相合 1277 番 6 地先	
下野令 1 -11 号線	下野町字小釣 131 番 1 地先	
下野节 I 一II 分脉	下野町字小釣 131 番 4 地先	
田尻令 1-12 号線	田尻町字新浜田 580 番 1 地先	
四元节 1-12 分脉	田尻町字小歌 492 番 5 地先	
 黒瀬令 1 - 13 号線	黒瀬町字芦原 1925 番 1 地先	
無限 T 1 − 13 万脉	黒瀬町字芦原 1913 番 2 地先	
大湊令 1 -14 号線	大湊町字浜新地 490 番 13 地先	
八揆节1 14 分脉	大湊町字浜新地 490 番 64 地先	
小俣本町令1-15	小俣町本町 341 番 58 地先	
号線	小俣町本町 204 番 1 地先	
小俣本町令1-16	小俣町本町 3580 番地先	
号線	小俣町本町 3578 番地先	

伊勢市告示第 40 号

道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間 一般の縦覧に供します。

令和元年7月22日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
内宮おはらい町線	宇治浦田1丁目108番3地先から 宇治今在家町字東賀集落1番地先 まで	令和元年7月22日
宇治中之切令1-1号線	宇治中之切町字森 26 番 1 地先から 宇治館町字岩井田沖 482 番 1 地先 まで	令和元年7月22日
一之木5丁目令1- 2号線	一之木 5 丁目 649 番 33 地先から 一之木 5 丁目 1072 番 1 地先まで	令和元年7月22日
一之木5丁目令1- 3号線	一之木5丁目649番33地先から 一之木5丁目956番3地先まで	令和元年7月22日
小俣本町令1-4号線	小俣町本町 341 番 60 地先から 小俣町本町 3544 番地先まで	令和元年7月22日
小俣本町令1-5号線	小俣町本町 341 番 60 地先から 小俣町本町 3529 番地先まで	令和元年7月22日

小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 3491 番地先まで	令和元年7月22日
小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 341 番 269 地先まで	令和元年7月22日
小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 3529 番地先まで	令和元年7月22日
小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 3529 番地先まで	令和元年7月22日
小俣町相合 1277 番 4 地先から 小俣町相合 1277 番 6 地先まで	令和元年7月22日
下野町字小釣 131 番 1 地先から 下野町字小釣 131 番 4 地先まで	令和元年7月22日
田尻町字新浜田 580 番 1 地先から 田尻町字小歌 492 番 5 地先まで	令和元年7月22日
黒瀬町字芦原 1925 番 1 地先から 黒瀬町字芦原 1913 番 2 地先まで	令和元年7月22日
大湊町字浜新地 490 番 13 地先から 大湊町字浜新地 490 番 64 地先まで	令和元年7月22日
小俣町本町 341 番 58 地先から 小俣町本町 204 番 1 地先まで	令和元年7月22日
小俣町本町 3580 番地先から 小俣町本町 3578 番地先まで	令和元年7月22日
	小俣町本町 3491 番地先まで 小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 341 番 269 地先まで 小俣町本町 341 番 267 地先から 小俣町本町 3529 番地先まで 小俣町本町 3529 番地先まで 小俣町本町 3529 番地先まで 小俣町本町 3529 番地先まで 小俣町相合 1277 番 4 地先から 小俣町相合 1277 番 6 地先まで 下野町字小釣 131 番 1 地先から 下野町字小釣 131 番 4 地先まで 田尻町字小歌 492 番 5 地先まで 黒瀬町字芦原 1925 番 1 地先から 黒瀬町字芦原 1913 番 2 地先まで 大湊町字浜新地 490 番 13 地先から 大湊町字浜新地 490 番 64 地先まで 小俣町本町 341 番 58 地先から 小俣町本町 204 番 1 地先まで 小俣町本町 204 番 1 地先まで

伊勢市告示第 41 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年7月22日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が 放置されていた場所等

保管自転車 等 の 種 類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台 数
自転車	平成31年4月19日 午前9時	宇治山田駅前第1駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	9 台
11	11	宇治山田駅前第2駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	3 台
"	II.	宇治山田駅前第3駐輪場(伊勢市岩淵2丁目地内)	10台
"	II.	宇治山田駅前第4駐輪場(伊勢市岩淵1丁目地内)	2 台
"	n,	宇治山田駅前第5駐輪場(伊勢市岩淵2丁目地内)	14台
"	II.	宇治山田駅前第6駐輪場(伊勢市岩淵2丁目地内)	1台
"	令和元年5月23日 午前9時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	48台
11	令和元年6月20日 午前9時	伊勢市駅北口駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	44台

計 131台

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内 伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薗町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション 電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 42 号

道路の区域変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間 一般の縦覧に供します。

令和元年7月25日

道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長メートル
		御薗町高向 810 番 1 地先から	田	2.7~2.7	5.8
市道	高向 36 号線	御薗町高向 755番1地先まで	新	3.3~4.2	5.8

伊勢市告示第 43 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10 項の規定により告示します。

令和元年7月26日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 野呂 勤

伊勢市西豊浜町 3042 番地

変更後 中田 賢

伊勢市西豊浜町 3693 番地

伊勢市告示第 44 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 91 条第 2 項の規定により、次の者に対し、令和元年 7 月 30 日原発事故に伴う放射能災害から伊勢市民を守るための条例に係る伊勢市条例制定請求代表者証明書を交付しました。

令和元年7月30日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市鹿海町 681 番地 1 上野 正美 伊勢市小俣町本町 1270 番地 1 荒川 圭子 伊勢市黒瀬町 1604 番地 濱口 弘

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和元年7月19日

伊勢市教育委員会 教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和元年7月25日(木)午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所)2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 14 号 令和 2 年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)の採択について
 - 議案第15号 令和元年度教育関係補正予算(第4号)について
 - 議案第 16 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準等に関する条例等の一部改正について
 - 議案第17号 奨学生の決定について
 - 議案第 18 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規 則の制定について
 - 議案第19号 伊勢市指定文化財の指定解除と指定について

伊勢市選挙管理委員会告示第20号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者 及び同職務代理者を下記のとおり変更します。

令和元年7月16日 提出

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

1 御薗期日前投票所 投票管理者

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	省略	奥田 孝	令和元年7月19日
変更後	省略	今井﨑正和	令和元年7月19日

2 小俣期日前投票所 投票管理者職務代理者

	住 所	氏	名	職務を行うべき日
変更前	省略	藤田	典彦	令和元年7月17日
変更後	省略	阿部	暖	令和元年7月17日

3 御薗期日前投票所 投票管理者職務代理者

	住 所	氏	名	職務を行うべき日
変更前	省略	南	達貴	令和元年7月17日
変更後	省略	中谷	和人	令和元年7月17日

伊勢市公告第 18 号

公示送達

下記の者の平成30年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の 上、受領してください。

令和元年7月24日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住所
省略	省略

伊勢市公告第19号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、 先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額 申立書(伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。)によりその内容を申し出て ください。

令和元年7月24日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公员	· 財産	別紙「公売財産概要書」のとおり
公 5	· 方法	期間入札
	公売参加	令和元年9月26日 (木) 13時00分から
公売の	申込期間	令和元年 10 月 11 日 (金) 23 時 00 分まで
日時	 入札期間	令和元年 10 月 18 日(金)13 時 00 分から
) (1 m) (1 m)	令和元年 10 月 25 日 (金) 13 時 00 分まで
小 売	の場所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオー
Д Л.	<i>∨⊅ •m</i> 171	クションシステム上
売却	決定期日	令和元年 11 月 1 日 (金) 13 時 00 分
売却決定の場所		伊勢市総務部収納推進課
買 受納 付	• - —	令和元年 11 月 1 日 (金) 14 時 30 分まで
	人の資格他の要件	国税徴収法第92条及び第108条に該当する者を除きます。
見	責 価 額	1,090,000円
公 売	保 証 金	110,000 円
そ	の他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。
(注) ※	大順位買受申i	入者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場

(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。

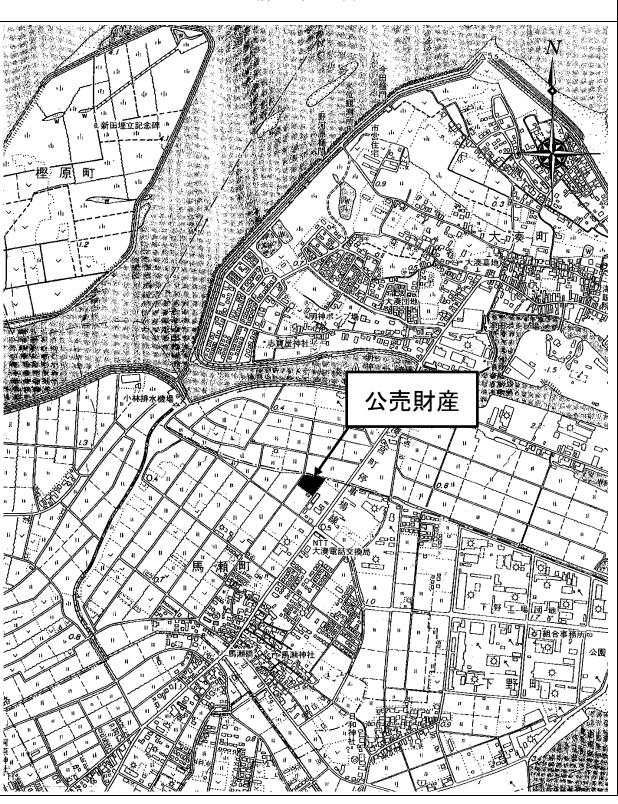
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S31-3
公	(土地の表示)
売	所 在 伊勢市馬瀬町字小松原
財	地 番 37番
産	地 目 田
0	地 積 2,690 m²
表	
示	
見積 価額	1,090,000 円
公売 保証金	110,000 円
	1 地目は現況、地積は登記簿による。
	2 境界については隣接土地所有者と協議すること。
	3 公売財産は令和元年6月5日現在、田として利用されている。
	4 公売財産は、馬瀬地区住宅地域の北側に位置する土地改良施工済の水田
	地域に所在する。
公	5 公売財産は北西側で幅員約 2.3~2.4mの舗装道路に接面し、北側で幅員
	約1.7mの未舗装道路に接面している。また、南東側に幅約0.6mのコンク
売	リート舗装された通路がある。
	6 都市計画法 非線引都市計画区域 (用途地域の指定なし)
条	特定用途制限地域(第二種田園・集落地区)
	農業振興地域の整備に関する法律 農業振興地域(農用地区域外)
件	7 買受適格証明書の提出又は提示がないときは、公売に参加できない。
	8 権利移転及び危険負担の時期は、伊勢市農業委員会の許可若しくは届出
等	の受理があったときとする。
	9 伊勢市農業委員会によると、農地法上の賃借権等の設定はない。
	10 三重県伊勢建設事務所によると、北西側及び北側の道路は、建築基準法上
	の道路ではなく、建築基準法第43条第2項第2号許可の見込みはない。
	11 消費税及び地方消費税は非課税財産である。

売却区分番号

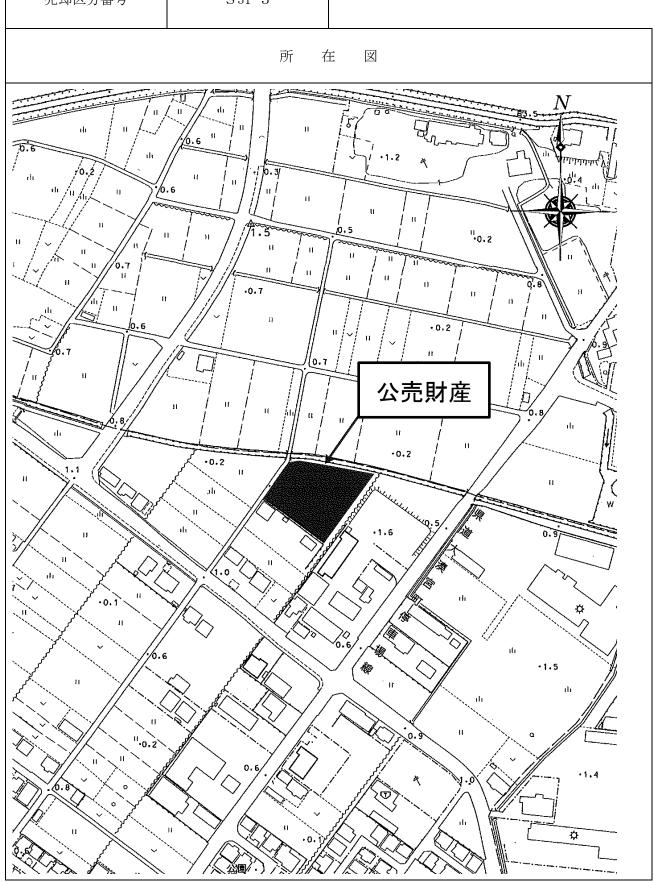
S 31-3

所 在 図



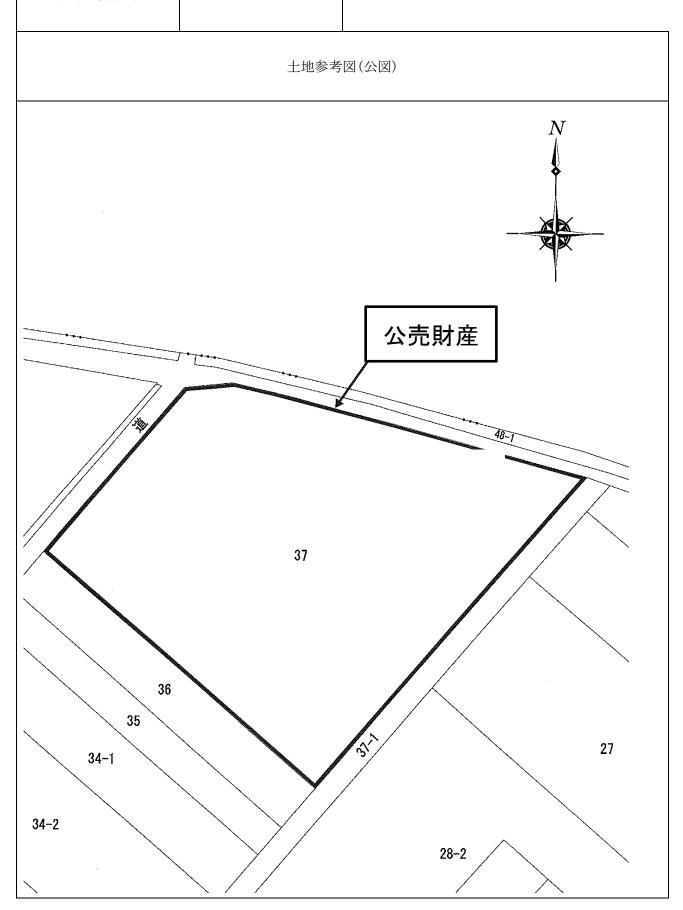


S 31-3



売却区分番号

S 31-3











伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集回数に関する条例をここに公布す

令和元年7月17日

る。

岡本町財産区条例第1号

伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集回数に関する条例 伊勢市岡本町財産区議会定例会は、毎年2回これを招集する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例をここに公 布する。

令和元年7月17日

岡本町財産区条例第2号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例(昭和61年岡本町財産区条例第3 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 階大会議室の項中「4,230」を「4,310」に、「7,410」を「7,550」に、「5,290」を「5,390」に、「16,950」を「17,260」に、「1,680」を「1,710」に改め、同表 2 階小会議室の項及び 2 階楓の間の項中「1,580」を「1,610」に、「2,640」を「2,690」に、「2,110」を「2,150」に、「6,350」を「6,470」に、「620」を「630」に改め、同表 2 階鹿の間の項中「520」を「530」に、「840」を「850」に、「740」を「750」に、「2,110」を「2,150」に、「200」を「210」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集に関する規則をここに公布する。

令和元年7月17日

岡本町財産区規則第1号

伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集に関する規則

伊勢市岡本町財産区議会定例会は、毎年3月及び6月に、これを招集する。ただし、市長は、付議案件その他の事情により必要があると認めるときは、招集する月を変更することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

令和元年7月17日

岡本町財産区規則第2号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則(昭和61年岡本町財産区 規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

1 冷暖房設備使用料

区分	1時間当たり
1階 大会議室	500円
2階 小会議室	200円
2階 楓の間	200円
2階 鹿の間	200円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 器具使用料

器具の名称	単位	基本使用料
カラオケセット	1 組	2, 150円
スクリーン	1式	530円

備考 器具使用料は、9時から12時まで、12時から17時まで及び17時から21時までの使用時間を単位として、それぞれ徴収する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施

行日」という。)以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前 日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

伊勢市監査委員公表第1号

平成 30 年度定期監査等結果(指摘事項)に対する措置状況を、地方自治法 第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月19日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣 伊勢市監査委員 中井 豊 伊勢市監査委員 福井 輝夫

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果(指摘事項)	措置状況
総務課	(1)時間外勤務が月60時間を超	「実施中」
	えている職員がいる。例規の審査や	各係の事務量に応じた職員配置にす
	庁舎改修に伴う電算機器の設定業	るとともに、勤務体制の変更等より時
	務等が要因であるが、改正労働基準	間外勤務の削減に努めます。
	法の趣旨に沿い、業務の更なる見直	
	しを図り、削減に努められたい。	
職員課	(1)時間外勤務が月 60 時間を超	「実施中」
	えている職員がいる。改正労働基準	職員の心身の健康に配慮するととも
	法の趣旨に沿い、業務の更なる見直	に、事務の見直し、事務の平準化等を
	しを図り、削減に努められたい。	図り、時間外勤務の削減に努めていま
		す。
課税課	(1)時間外勤務が月80時間を超	「実施中」
	えている職員がいる。業務が集中す	繁忙期における業務を見直し、職員
	る賦課時期の業務を見直すなど削	の業務内容で差別化を図り、業務の効
	減の努力をされてはいるが、職員の	率化を進めています。また、課内の協
	健康に配慮するとともに、引き続き	力体制にも取り組むとともに、時差出
	削減に努められたい。	勤の導入をしつつ、過重労働にならな
		いように配慮しています。引き続き、
		業務の検証を怠ることなく、業務の平
		準化にも取り組み、時間外勤務時間数
		の減少に努めます。

【情報戦略局】

所管課等	監査結果 (指摘事項)	措置状況
企画調整課	(1)時間外勤務が月60時間を超	「実施中」
	えている職員がいる。改正労働基準	業務内容及び業務分担の見直しを行
	法の趣旨に沿い、業務の更なる見直	い、時間外勤務の削減及び一部の職員
	しを図り、削減に努められたい。	に業務が偏ることがないよう業務の平
		準化に努めます。

【環境生活部】

所管課等	監査結果(指摘事項)	措	置	状	況	
市民交流課	(1)時間外勤務が月60時間を超え	「措置済み」				

	ている職員がいる。事業の実施によ	繁忙期の時間外を削減できるよう、
	るものが主な要因であるが、改正労	作業スケジュールを見直すとともに、
	働基準法の趣旨に沿い、業務の更な	課内で業務分担しています。
	る見直しを図り、削減に努められた	
	V,	
	(2)伊勢まつり実行委員会の広告	「措置済み」
	協賛金、国際交流協会の助成金や受	会員である一般市民が受領し事務
	講料について、受領してから口座へ	局(市)へ届けるため、入金まで少し
	入金するまでの期間が長い事例が	時間がかかります。
	見受けられた。現金を長期間保管す	会員へ迅速な提出をお願いすると
	ることは事故につながるリスクが	ともに、市においても適切な処理を行
	ある。適切な事務処理をされたい。	います。
	(3)国際交流協会の受講料につい	「措置済み」
	て、領収書の日付や金額が鉛筆で書	国際交流協会の受講料取扱担当者
	かれているもの、金額が記載されて	と事務局(市)とで方法を再確認する
	いない事例が散見された。適切な事	とともに、チェック方法を見直しまし
I	3. 1 1, 1 121, 70 C 1, 21, C 0 VE 74 & T	
	務処理をされたい。	た。
人権政策課		
人権政策課	務処理をされたい。	た。
人権政策課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担	た。「措置済み」
人権政策課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担 金が納期限を過ぎて支払われてい	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の
人権政策課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行
人権政策課環境課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をさ	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行
	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行 います。
	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務におい	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」
	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を
	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをす	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を 受領しました。
	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないよう注意するととも	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を 受領しました。 また、環境会議の経理事務におい
	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないよう注意するととも	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を 受領しました。 また、環境会議の経理事務におい て、立替払いをすることがないように
環境課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないよう注意するとともに、適切な事務処理をされたい。	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を 受領しました。 また、環境会議の経理事務において、立替払いをすることがないように 事務を見直しました。
環境課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないよう注意するとともに、適切な事務処理をされたい。 (1)広域環境組合から送付され	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を 受領しました。 また、環境会議の経理事務において、立替払いをすることがないように 事務を見直しました。 「措置済み」
環境課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないよう注意するとともに、適切な事務処理をされたい。 (1)広域環境組合から送付された、ごみ処理手数料の還付について	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を 受領しました。 また、環境会議の経理事務において、立替払いをすることがないように 事務を見直しました。 「措置済み」 伊勢市文書管理規程に基づき、適切
環境課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないよう注意するとともに、適切な事務処理をされたい。 (1)広域環境組合から送付された、ごみ処理手数料の還付についての通知が簡易様式で供覧されてい	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を 受領しました。 また、環境会議の経理事務において、立替払いをすることがないように 事務を見直しました。 「措置済み」 伊勢市文書管理規程に基づき、適切
環境課	務処理をされたい。 (1)人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。 (1)環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないよう注意するととに、適切な事務処理をされたい。 (1)広域環境組合から送付された、ごみ処理手数料の還付についての通知が簡易様式で供覧されている。本来、文書管理システムにより	た。 「措置済み」 人権施策推進協議会への負担金の 納期限に注意し適切な事務処理を行います。 「措置済み」 立替払いを行った者から領収書を 受領しました。 また、環境会議の経理事務において、立替払いをすることがないように 事務を見直しました。 「措置済み」 伊勢市文書管理規程に基づき、適切

【健康福祉部】

	監査結果(指摘事項)	措 置 状 況
高齢者支援	(1) 時間外勤務が月 60 時間を超	「実施中」
課	えている職員がいる。事業の実施に	業務の見直しを行うとともに、特定
	よるものが主な要因であるが、改正	の職員に負担がかかることのないよ
	労働基準法の趣旨に沿い、業務の更	う、各係内で業務を分担するなどの対
	なる見直しを図り、削減に努められ	応に努めます。
	たい。	
福祉総務課	(1)民生委員児童委員協議会連合	「措置済み」
	会及び社会を明るくする運動伊勢	外郭団体における経理事務に関し
	地区推進委員会の経理事務におい	て、支払い日直前の出金、預かり金の
	て、出金後、相手方に支払うまでの	即日入金を徹底するなど現金管理の
	期間が長い事例が見受けられた。現	厳格化と適正な会計処理を行います。
	金を長期間保管することは事故に	
	つながるリスクがある。適切な事務	
	処理をされたい。	
こども課	(1)二見こども未来クラブ及び御	「実施中」
	薗こどもプラザの指定管理者から	指定管理者へ連絡の際に、指定管理
	の事業報告書、業務の評価表が期限	者の本社へも同時に連絡を入れるよ
	内に提出されていない。また、契約	うにし、適切な事務処理が行われるよ
	書類の提出にも遅延があった。これ	う努めています。関係書類については
	までも随時指導をされているとの	提出済みです。
	ことであるが、引き続き、協定書、	
	仕様書に沿って適切に業務を行う	
	よう強く指導されたい。	
	(の) 次人子流の性体が出四十つ。と	
	(2)資金前渡の精算が期限内にされていないよのが見られた。 合計相	「措置済み」
	れていないものが見られた。会計規 則に基づき事務処理をされたい。	会計規則に基づき、適正な事務処理
 障がい福祉	(1)訪問理美容サービス事業にお	を行うように努めます。 「措置済み」
	いて、前年度分の委託料が当年度予	
課	にて、 前年度分の姿配料が当年度 算より支出されている事例が見受	サービス事業所に通知連絡し年度 内請求を再周知するとともに、平成30
	算より又田されている事例が見受 けられた。訪問実績の確認等、事務	円請水を再局知りるとともに、平成30 年度末にあっては単位事業所毎に電
	りられた。	一度木にめつくは単位事業所毋に电
	₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	ر م <i>د</i> اره
	(2) 指定管理施設の修繕につい	「措置済み」

て、10万円以上の場合は協議することとされている。当然に、その協議は文書によるべきであるが、口頭で行われている事例が見受けられた。 今後、十分注意されたい。

指定管理事業者に向けて文書により協議を行うことを徹底しました。

【産業観光部】

上生未晚几印】		
所管課等	監査結果(指摘事項)	措置状況
商工労政課	(1)時間外勤務が月 80 時間を超	「実施中」
	えている職員がいる。労働福祉会館	職員の健康面に十分配慮しながら、
	の雨漏りへの対応が主な要因であ	業務の管理を徹底し、時間外の削減に
	るが、職員の健康に配慮するととも	努めます。
	に、業務の更なる見直しを図り、削	なお、突発的な業務等に対応する際
	減に努められたい。	も、特定の係や職員への時間外勤務の
		集中による負担を軽減するため、係間
		での協力体制を整えるなど、時間外勤
		務の平準化を図るようにします。
	(2)前年度分の精算旅費が当年度	「実施中」
	予算より支出されている。出張実績	旅行命令の「進捗状況データ一覧」
	の確認等、事務処理の方法を見直	をグループウエアから抽出し、「伝票
	し、再発防止に努められたい。	検索結果一覧」を財務会計から抽出
		し、未払いが生じていないか確認して
		います。
	(3)産業支援センターの指定管理	「措置済み」
	 について、事業報告書が期限内に提	協定書に則した事務処理を行うよ
	 出されていない。協定書に則して、	う指導しました。今後は、連絡調整を
	適切な事務処理を行うよう指導さ	行い、適切な事務処理に努めます。
	れたい。	
農林水産課	(1) 民話の駅蘇民及び郷の恵「風	「措置済み」
	輪」の指定管理協定書に、障害者差	民話の駅蘇民及び郷の恵「風輪」の
	別解消法に定められた障がい者へ	指定管理協定書に記載し、適切に対応
	の合理的配慮についての事項が考	するよう指定管理者と双方で確認し
	 慮されていない。法の趣旨に沿って	ました。
	適切に対応されたい。	
観光振興課	(1)時間外勤務が月 80 時間を超	「実施中」
観光振興課		「実施中」

えている職員がいる。花火大会等の の健康に配慮するとともに、業務の「に取り組んでいます。 更なる見直しを図り、削減に努めら れたい。

業務の見直しを行うとともに、事務 イベント業務が要因であるが、職員 | 分担の平準化と有給休暇の取得促進

- (2)総会参加費の支払いについ て、資金前渡として処理したもの 払をしている事例が見受けられた。 出金の確認等、事務処理の方法を改一 善されたい。
- 口座に入金後、速やかに出金を行う の、事前に出金されず参加者が立替 よう、複数人で確認することとしまし た。引き続き、立替払することがない よう、適切な事務処理を行っていきま す。
- (3) 花火大会委員会の経理事務に | おいて、出金後、相手方に支払うま での期間が長い事例が見受けられ た。現金を長期間保管することは事 故につながるリスクがある。適切な 事務処理をされたい。

「実施中」

「措置済」

出金後、速やかに支払が完了できる よう、相手方には、支払日と集金訪問 の連絡を行っています。引き続き、現 金を長期間保管することがないよう、 適切な支払事務を行っていきます。

観光誘客課

(1)時間外勤務が月60時間を超 えている職員がいる。改正労働基準 法の趣旨に沿い、業務の更なる見直 しを図り、削減に努められたい。

「実施中」

業務の見直しとともに、事務分担を 平準化させるよう取り組んでいます。

【国体推進局】

所管課等	監査結果 (指摘事項)	措 置 状 況
国体総務課	(1)時間外勤務が月 80時間を超	「実施中」
国体競技課	えている職員がいる。インターハイ	国民体育大会先催市の業務状況を
	開催にあたっては時間外勤務の削	精査し、特定の職員に負担が集中しな
	減に努められたとのことであるが、	いよう、業務の分散や効率的な事業の
	国民体育大会の開催に向け職員に	実施に取り組んでいます。また、大会
	過重な負担が生じないよう、効率的	の開催に向け、引き続き先催市から情
	な運営方法を検討されたい。	報収集し、職員に過重な負担が生じな
		い運営方法を確立していきます。
	(2)実行委員会の経理事務におい	「実施中」
	て、出金後、相手方に支払うまでの	振込みによる支払いを原則としつ

期間が長い事例が見受けられた。現	つ、
金を長期間保管することは事故に	ぐに
つながるリスクがある。適切な事務	な処
処理をされたい。	

つ、現金を取り扱う場合は、出金後す ぐに支払えるよう相手と調整し、迅速 な処理を行っています。

【都市整備部】

所管課等	監査結果 (指摘事項)	措 置 状 況
監理課	(1)時間外勤務が月 60 時間を超	「実施中」
	えている職員がいる。災害対策や灯	今後は部内及び課内での協力体制
	籠撤去に関する業務等が要因であ	を更に充実させるとともに、業務全般
	るが、改正労働基準法の趣旨に沿	の事務の見直しを行い、時間外削減に
	い、業務の更なる見直しを図り、削	努めます。
	減に努められたい。	
	(2)神社海の駅の指定管理協定書	「措置済み」
	に収入印紙が貼付されている。指定	指定管理者に収入印紙が必要ない
	管理者の指定は行政処分であり、収	ことを指導し、還付請求が行えること
	入印紙は必要がない。指定管理者に	を伝えました。
	指導されたい。	
交通政策課	(1)観光交通対策協議会の経理事	「措置済み」
	務において、収入伝票兼日計表が作	事務の手順を再確認するとともに、
	成されていない事例が見受けられ	複数人のチェックで漏れがないよう
	た。適切な事務処理をされたい。	適切な事務処理を行います。
建築住宅課	(1) 市営住宅等の指定管理協定書	「措置済み」
	に収入印紙が貼付されている。指定	指定管理者に収入印紙が必要ない
	管理者の指定は行政処分であり、収	ことを指導し、還付請求が行えること
	入印紙は必要がない。指定管理者に	を伝えました。
	指導されたい。	

【二見総合支所】

所管課等	監査結果 (指摘事項)	措 置 状 況
生活福祉課	(1) コミュニティセンターの指定	「実施中」
	管理協定書に、障害者差別解消法に	法の趣旨である「合理的配慮のため
	定められた障がい者への合理的配	の環境の整備に努める」という観点か
	慮についての事項が考慮されてい	ら、合理的配慮に関する事項について
	ない。法の趣旨に沿って適切に対応	指定管理者との情報共有を図ります。
	されたい。	また、協定書へは、次の指定管理更

新時期に記載します。

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果(指摘事項)	措 置 状 況
生活福祉課	(1)保健福祉会館運営連絡会につ	「措置済み」
	いて、開催結果報告が作成されてい	会議の結果については適切に記録
	ない。会議の結果については、適切	し、開催結果報告を作成します。
	に記録をされたい。	
	(2)保健福祉会館の指定管理業務 履行報告書に、報告日、履行確認日、 履行確認印のないものが見られた。 適切な事務処理をされたい。	「措置済み」 報告日、履行確認日、履行確認印の もれがないか確認し、適切な事務処理 を行います。
	(3) 市庁舎における行為の許可申 請が簡易様式で処理されている。規 則に基づく申請であり、文書管理シ ステムにより処理されたい。	「措置済み」 文書管理システムにより処理するよう、改めます。
	(4)離宮の湯の指定管理協定書に 収入印紙が貼付されている。指定管 理者の指定は行政処分であり、収入 印紙は必要がない。指定管理者に指 導されたい。	「措置済み」 指定管理者に、収入印紙が不要であ る旨を伝えました。

【会計課】

所管課等	監査結果 (指摘事項)	措置状況
会計課	(1)時間外勤務が月80時間を超	「実施中」
	えている職員がいる。書類審査業務	書類審査業務は、毎年3~5月に支
	が主な要因であるが、職員の健康に	払件数が集中する期間の時間外を削
	配慮するとともに、業務の更なる見	減するため、各課への適切な予算執行
	直しを図り、削減に努められたい。	の通知を行いました。
		また、4月の時間外削減のため、書
		類審査業務の事前検算に臨時職員の
		雇用と3月から前倒しに書類審査業
		務を行いました。
		今後も、書類審査業務の集中の分散

	化・事務分担の平準化を行い、	時間外
	削減に努めます。	

【選挙管理委員会事務局】

所管課等	監査結果 (指摘事項)	措 置 状 況
選挙管理委	(1)選挙管理委員会の議事録につ	「措置済み」
員会事務局	いて、議題及び結果が記録されてい	監査での指摘以降、選挙管理委員会
	るのみである。意思決定の経過がわ	の定例会・臨時会の議事録について、
	かるように作成されたい。	事務局の説明の詳細及び意思決定の
		経過がわかるように作成しています。

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果 (指摘事項)	措置状況
	(1)時間外勤務が月80時間を超え	「検討中」
	ている職員がいる。新病院の建設、	時間外勤務の主な要因は新病院建
	移転業務が主な要因であるが、職員	設、移転業務であるため、新病院開院
	の健康には十分配慮されたい。	後の実績を注視しながら、必要に応じ
		て対策を検討します。
	(2)研修参加負担金等の支払いに	「検討中」
	おいて、立替払いしている事例が多	研修参加負担金が立替払いとなる事
	数見られた。また、立替払いした者	例の主な原因は、出張者からの申請遅
	に返還するまで長期間を要してい	延によるものであるため、適正に出張
	る事例もある。事務処理の方法を改	申請を行うよう職員に周知すること
	善されたい。	で、事務処理の適正化を図ることを検
		討します。
	(3)経理事務において、診療報酬	「検討中」
	の基金等への請求のうち返戻分を	診療報酬の基金等への再請求に係る
	収益から減額し、再請求の事務を行	経理事務につきましては、未収金に計
	っているが、医業未収金に計上した	上したままとする管理方法を検討しま
	ままで行うよう改められたい。	す。

【上下水道部】

所管課等	監査結果(指摘事項)	措 置 状 況
共通	(1)水道事業で実施した下水道関	「措置済み」
	連の工事負担金の経理処理が水道	(1) 水道事業で実施した下水道関連

事業会計と下水道事業会計で異な | の工事負担金の経理処理について、水 っている。同一の基準で処理された 道事業会計と下水道事業会計で同一 の基準で処理するよう改善していま 11 す。 (2)管財契約課に依頼している入 「措置済み」 札事務の手数料について、支払債務 (2)管財契約課に依頼している入札 が発生しているにもかかわらず試し 事務の手数料については、前年度決算 算表に計上されていない。債務が発 額を参考に、毎月債務が発生している 生した時点で未払金に計上された とみなして、毎月均等額を未払金に計 上しています。 下水道事業 (1)時間外勤務が月80時間を超え 「実施中」 ている職員がいる。計画策定に係る (1) 特定の職員に業務が集中しない 業務が主な要因であるが、職員の健しように業務の見直し及び平準化を検 康に配慮するとともに、業務の更な┃討し、時間外勤務の削減に努めていま る見直しを図り、削減に努められた す。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果(指摘事項)	措置状況
教育総務課	(1)強風により学校の施設が飛び	「実施中」
	隣家に損害をもたらした事例があ	各学校に飛来の危険性のある物置
	った。施設の管理について各学校に	等の調査を行ました。その結果、該当
	対し十分に指導されたい。	する物件について撤去及び固定の方
		法で対処しております。
	(2)前年度分のLPガス使用料が	「措置済み」
	当年度予算より支出されている。業	日頃から支払い漏れがないか確認
	者からの請求内容の確認等、事務処	をし、適正な事務及び経理処理が行わ
	理の方法を見直し、再発防止に努め	れるよう徹底を図りました。
	られたい。	
学校教育課	(1) 非核・平和推進事業への生徒	「検討中」
	の参加費について、職員等の旅費に	生徒の参加費の支出については、伊勢
	関する条例の規定によるとしてい	市職員等の旅費に関する条例の規定によ
	る。教育目的の事業として、適切な	り支出しているところですが、再度関係
	根拠により経費を負担するべきと	各課と協議し、適切な処理に努めてまい
	考える。検討されたい。	ります。

社会教育課	(1)復命書について、供覧で処理	「措置済み」
	されている事例が見受けられた。事	(1) 事務決裁規程に基づき、適正な
	務決裁規程に基づき、適正な事務処	事務処理が行われるよう徹底を図り
	理をされたい。	ました。
	(2) 少年都市交流実施委員会の経	(2)公金の取扱いに準じた適正な事
	理事務において、支出命令書はある	務処理が行われるよう徹底を図りま
	が購入伺が作成されていないもの	した。
	が見受けられた。適正な事務処理を	
	されたい。	
スポーツ課	(1)スポーツ推進委員連絡協議会	「措置済み」
	の経理事務において、出金決議書が	出金決議書については、出金のあっ
	作成されていないものが見受けら	たものすべてについて、決議書を作成
	れた。また、出金後、相手方に支払	しました。
	うまでの期間が長い事例が見受け	また、現金保管については、事前に
	られた。現金を長期間保管すること	購入、出金計画を立て、現金を長期間
	は事故につながるリスクがある。適	保管することがないよう改善しまし
	切な事務処理をされたい。	た。
文化振興課	(1)時間外勤務が月 60 時間を超	「実施中」
	えている職員がいる。企画展の開催	特定の職員に業務が偏らないよう
	や指定管理者の選定に係る業務が	業務分担することにより、時間的な平
	主な要因であるが、改正労働基準法	準化を図るとともに、各業務の適切な
	の趣旨に沿い、業務の更なる見直し	進捗管理を実施するなどして時間外
	を図り、削減に努められたい。	勤務の削減に努めてまいります。
教育研究所	(1)報償金、精算旅費等の支払遅	「実施中」
	延が見られた。事務処理の方法や支	支払い業務が適正に進められてい
	払手順を見直し、再発防止に努めら	るか所内において、二重以上のチェッ
	れたい。	クを行います。さらに、年度途中に担
		当者間で執行状況の情報について再
		確認しています。
各小中学	(1)委託事業及び学校給食の経理	「措置済み」
校・幼稚園	事務において、出金から支払いまで	公金の取扱いに準じた適正な事務
	の期間が長いもの、保護者から受け	処理を行うよう教育委員会から指導
	取ってから入金するまでの期間が	しました。また、月ごとの支払いや経
	長いもの、立替払いしたもの、領収	理簿について、複数で確認するととも
	書に領収日が書かれていないもの、	に、管理職の責任において指導・確認
	また、振込明細に手数料の記載がな	を確実に行うこととしました。

いといった事例が見受けられた。適 切な事務処理をされたい。

(2) 郵便切手の管理について、受 「措置済み」 払簿の記載漏れにより実際の枚数 切に管理されたい。

郵券受払状況を精査確認しましたとこ の方が多い事例が見受けられた。適 ろ、受払簿記載後の返付が3件ありまし たので、該当の受払簿を訂正しました。 受払の際には記載漏れのないよう教育委 員会から教頭と事務で十分に注意するよ う指導しました。

伊勢市監査委員公表第2号

平成 30 年度財政援助団体等監査結果(指摘事項)に対する措置状況を、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月19日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣 伊勢市監査委員 中井 豊 伊勢市監査委員 福井 輝夫

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場】

所管課等	監査結果(指摘事項)	措 置 状 況
文化振興課	(ア)基本協定書の変更による変	「措置済み」
	更年度協定書の締結が9か月後	今後は、指定管理者と協議のうえ、基
	となっている。変更に伴う施設管	本協定書の変更後、速やかに年度協定書
	理業務料の確定が事業完了後に	を締結します。
	なるためであり、その理由につい	
	ては理解するが、本来は基本協定	
	書の変更に合わせ速やかに締結	
	するものである。協定書への記載	
	方法について検討されたい。	
	(イ)指定管理者から提出された	「実施中」
	事業報告書及び収支決算書につ	従前より所管課において月例報告書、
	いて、十分に確認がされていな	収支決算書等で収支状況の突合を行っ
	い。内容については証拠となる書	ており、不明確な点については指定管理
	類を確認し、不明確な点は適宜補	者に適宜補足、修正を指導してきまし
	足、修正するよう指導されたい。	た。今回の指摘事項を踏まえ、確認方法
		の見直しを行います。
株式会社	(ア)事業報告書及び収支決算書	「措置済み」
スコルチャ	の内容が合致しない。また、金額	事業報告書収支状況内の金額誤り1
三重	の誤りも散見された。公費を受け	件に関する訂正報告を提出させていた
	て運営していることを十分認識	だきました。また、事業報告書内の収支
	し、作成にあたっては正確な計数	金額と収支決算書金額との内容の合致
	は当然のこと、内訳や補足を加え	が確認できるように、所管課と相談させ
	るなど説明責任を果たせるよう	ていただきながら、注釈説明等を一部修
	留意されたい。	正及び一部追加し、内訳等に関する補足
		資料を追加で提出させていただきまし
		た。
		次回の平成 30 年度分報告に向けて、
		正確な計数及び適正な事務処理に努め
		ることはもとより、今回の対応をベース
		とした報告内容に対する補足説明資料
		等の付加を実施させていただくように
		準備を進めて参ります。

【伊勢市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設】

所管課等	監査結果(指摘事項)	措 置 状 況
建築住宅課	(ア) 指定管理協定書に収入印紙	「措置済み」
	が貼付されている。指定管理者の	指定管理者に収入印紙が必要ないこ
	指定は行政処分であり、収入印紙	とを指導し、還付請求が行えることを伝
	は必要がない。指定管理者に指導	えました。
	されたい。	

伊勢市監査委員公表第3号

平成 30 年度財政援助団体等監査結果 (意見) に対する措置状況を、地方自 治法第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月19日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣 伊勢市監査委員 中井 豊 伊勢市監査委員 福井 輝夫

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場】

所管課等	監査結果(意見)	措 置 状 況
株式会社	(ア)会館利用予約やチケット購	「措置済み」
スコルチャ	入時等の駐車場利用者に対する	会館管理事務所出入口脇に同内容を周
三重	無料サービスについて、ホームペ	知する掲示物を設置させていただきまし
	ージへの掲載や館内での掲示に	た。また、施設ホームページ内にも同様
	より十分周知されるよう努めて	に同内容に関する情報を追加記載させて
	いただきたい。	いただきました。

【伊勢市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設】

所管課等	監査結果(意見)	措 置 状 況
FE住宅管	(ア) 高齢の単身者を対象に、定	「実施中」
理共同企業	期的に巡回し安否の確認をされ	入居者との信頼関係をより一層深め
体	ている。こうした活動は入居者や	ながら、安全で安心な住環境が提供でき
	家族の安心感につながるもので	るよう引き続き、巡回訪問など住民サー
	あり、引き続き住民サービスの向	ビスの向上に取り組んでまいります。
	上に取り組んでいただきたい。	